

14. 手当について

特別障害者 手当	<p>20歳以上の在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする次のいずれかの事項に該当する方に、申請に基づき支給されます。</p> <p>なお、施設等に入所している方、病院に3ヵ月以上入院している方、所得が国の定める制限を超える方は除きます。</p>	
	対象者	① 1、2級程度以上の障害が2つ以上ある方
		② 2級程度以上の障害が1つあり、さらに国民年金の2級程度の障害が2つある方
		③ 2級程度以上の両上肢、両下肢あるいは体幹機能の障害が1つあり、かつ日常生活動作が全般にわたり一人ではできない方
		④ 内部障害及び特定疾患等があり、常時絶対安静の方
		⑤ 精神の障害がある方で日常生活能力がほとんどない方
	※上記①、②、③の障害等級は、身体障害者手帳の等級に置き換えたものです。	
支給額	月額 30,450 円(令和 8 年 4 月現在)	
支払い	年 4 回(2・5・8・11 月)指定口座に振込	
【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589		
障害児福祉 手当	<p>20歳未満の在宅障害児で、日常生活に常時の介護を必要とする次のいずれかの事項に該当する方に、申請に基づき支給されます。</p> <p>なお、施設等に入所している方、所得が国の定める制限を超える方を除きます。</p>	
	対象者	① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下の方
		② 聴覚障害の2級で補聴器を用いても音声の識別ができない方
		③ 肢体不自由(上肢、下肢あるいは体幹機能障害)の1級障害または2級障害の一部の方
		④ 知的または精神の障害があり、日常生活において常時の介護を必要とする方
		⑤ 身体の機能障害、又は長期にわたる安静を必要とする症状(内部障害等)が1級程度の方
		⑥ 身体の機能障害、もしくは症状、又は精神障害が重複する方のうち、その症状が日常生活において常時の介護を必要とする方
※上記①～⑤の障害等級は、身体障害者手帳の等級に置き換えたものです。		
支給額	月額16,560円(令和 8 年 4 月現在)	
支払い	年 4 回(2・5・8・11 月)指定口座に振込	
【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589		

特別児童扶養手当	<p>精神又は身体が障害の状態(法令で定める程度以上…別表参照)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。</p> <p>なお、対象児童が施設に入所している方、所得が国の定める制限を超えている方を除きます。</p>	
	対象者	法令で定める程度以上…別表参照
	支給額	月額 1級 58,450円(令和8年4月現在) 2級 38,930円(令和8年4月現在)
	支払い	年3回(4・8・11月)指定口座に振込
	<p>【問合せ】福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>	
児童扶養手当 (父または母が障害者のとき)	<p>父母のいずれかが障害年金1級程度の障害者で、18歳未満の児童(児童に障害がある場合は20歳未満)を監護している場合、受給している年金や所得の額によっては、児童扶養手当の支給対象となります。詳しくはお問い合わせください。</p>	
	<p>【問合せ】児童・保育課 児童・保育担当 《TEL》0942-65-7017 《FAX》0942-53-1589</p>	